

日本語学習初期支援クラスの運営開始について

日頃より学務課の事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

学務課では、令和3年度から日本語学習初期支援事業を開始し、令和5年度からは学校（在籍校）に講師を派遣することにより、日本語指導が必要な児童生徒の支援に取り組んできました。本年9月から、日本語指導の拠点となるべく、高島第二中学校内に日本語学習初期支援クラスを常設することで、下記のとおり更なる支援に取り組んでいきます。

記

1 新規事業（令和8年9月～）の概要

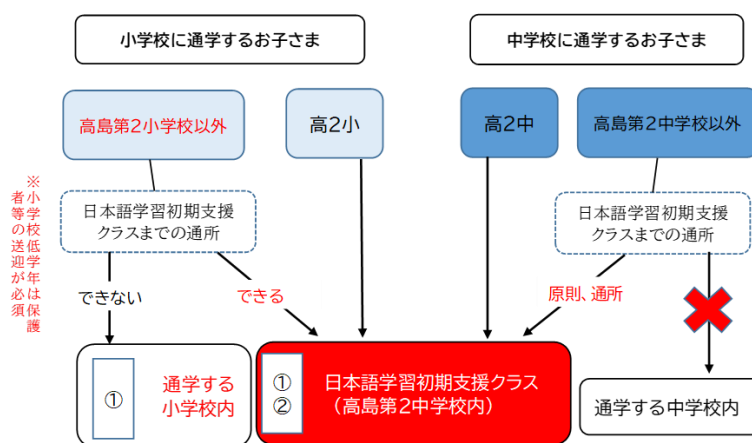
外国籍児童生徒の編入者が多い地域にある高島第二中学校内に板橋区日本語学習初期支援クラスを設置し、集中的な指導を行うことで、効率的かつ効果的な日本語指導の実施を図ります。

なお、中学生の生徒は、原則日本語学習初期支援クラスへの通所となります。

また、小学生の児童は、高島第二小学校の児童を除き、保護者による送迎が可能な場合に通所できるものといたします。

そのため、日本語学習初期支援クラスへ通所できない場合は、在籍校への講師派遣による個別指導（既存事業）となります。

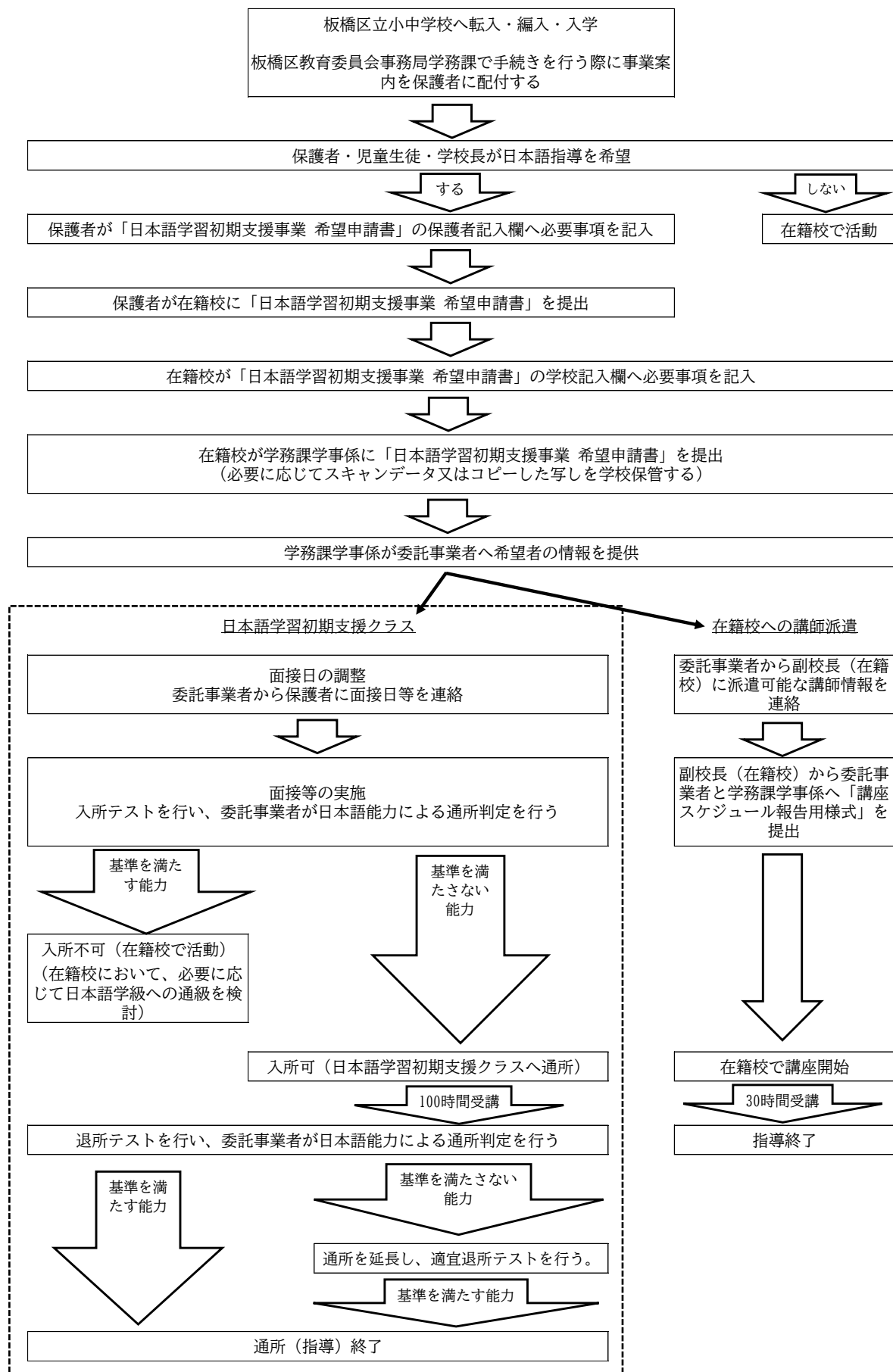
2 新規事業のイメージ



※日本語学習初期支援クラスは、高島第二中学校内にあるため、電車やバスなどの公共交通機関を使用して送迎等する必要があります。

通学している小中学校	日本語学習初期支援クラス
「学校生活のための日本語」の講座 (サバイバル日本語(JSLステージ1)) ① 日本の学校生活等で必要な知識などと日本語を使って行動する力を身につけていただくための「はじめ一歩」となる講座(母語のできる講師による講座) (都教委「日本語指導ハンドブックその1」程度) 30時間(2時間×15日間または3時間×10日間)	「学校生活・日本語基礎」の講座 (サバイバル日本語+初期レベル(JSLステージ2)) ② 日本の学校生活等で必要な知識など(サバイバル日本語)のほか、文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を身につけていただくための講座 (都教委「日本語指導ハンドブックその1・2」程度) 100時間(2・3時間×週4日×3・2月間)

3 日本語学習初期支援事業の手続き



4 新規申請様式

別紙1「日本語学習初期支援事業 希望申請書」のとおり

5 時間割

週4日（水曜日除く）

クラス登所	8:45
1時間目	8:55～9:40
2時間目	9:45～10:30
3時間目	10:35～11:20
クラス下所	11:30
在籍校へ移動	

左表のとおり、1日3時間の受講が基本となります。

ただし、児童生徒の状況によっては、1日2時間の受講を認める場合もありますが、1日3時間通所した時と比較して、通所期間が長くなることが想定されます。

（1）登所について

① 高島第二中学校の生徒

自身の在籍クラスへ登校し、出席等を確認した後、クラス登所時間までに日本語学習初期支援クラスへ移動します。

② 高島第二小学校の児童

自身の在籍クラスへ登校し、出席等を確認した後、クラス登所時間までに日本語学習初期支援クラスへ移動します。

③ 上記校以外の児童生徒

在籍校には登校せずに、クラス登所時間までに直接日本語学習初期支援クラスへ登所します。

（2）下所について

① 高島第二中学校の生徒

自身の在籍校（在籍クラス）へ移動し、4時間目の通常授業に戻ります。

② 高島第二小学校の児童

自身の在籍校（在籍クラス）へ移動し、4時間目の通常授業に戻ります。

③ 上記校以外の児童生徒

給食の時間までに自身の在籍校へ移動し、5時間目の通常授業に戻ります。

6 要綱

別紙2「板橋区日本語学習初期支援事業実施要綱」のとおり

7 今後の予定

7月13日 各小中学校へ事業概要・申請書の共有（メール送信）

「日本語学習初期支援事業 希望申請書」の受付開始（日本語学習初期支援クラスへの入所は、在籍校への講師派遣と同様に随時受け付けます。）

8月27日 文教児童委員会へ報告

9月1日 日本語学習初期支援クラスの運営開始（教室整備の状況によっては、開始日に変更となる場合があります。）

日本語学習初期支援事業 希望申請書

※保護者の方は太線の中を記入してください。

ふりがな		日本語の習得状況	児童生徒	保護者
児童生徒氏名	男	① まったく話せない	☐	☐
	女	② かたこと程度	☐	☐
生年月日		③ 日常会話程度	☐	☐
日本に来た年月日		④ ほぼ習得	☐	☐
電話番号		⑤ 支障なし	☐	☐
国籍		母語の他に話すことができる言語		
母語				
住所	板橋区 丁目 番 号			
希望する受講方式	☐ 日本語学習初期支援 クラス（通所） ☐ 在籍校への講師派遣			
日本語指導を希望するにあたり、児童生徒本人及び保護者の個人情報について、以下の目的に限り委託事業者（株式会社グローバルラング）が使用することに同意します。 ① 保護者への連絡のため（日本語指導判定面接の日程調整や出欠席の確認など） ② 指導のため（成績管理、児童生徒の実態把握など） ③ 区や学校との調整のため 令和 年 月 日 （保護者氏名） _____				

※以下項目は在籍校が記入してください。

学校名	小 学校 中	入学 転入 編入	令和 年 月 日
学年・クラス	第 学年 組	担任氏名	
希望する受講方式	☐ 日本語学習初期支援 クラス（通所） ☐ 在籍校への講師派遣		

学務課への発送日：令和 年 月 日

※ 学務課処理欄

受領日	令和 年 月 日	管理番号	
業者へ依頼する受講方式	☐ 日本語学習初期支援 クラス（通所） ☐ 在籍校への講師派遣		
備考			

板橋区日本語学習初期支援事業実施要綱

(令和8年1月30日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、入国して間もないなどの理由により、日本語での意思疎通が困難な児童及び生徒(以下「児童等」という。)が、板橋区立小学校及び中学校(以下「学校等」という。)に就学するにあたり、学校生活に必要な日本語の基礎並びに生活習慣の習得を支援することで、学校等へ早期に適応ができるようにしていくため、板橋区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する板橋区日本語学習初期支援事業(以下「日本語学習初期支援事業」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は教育委員会とする。ただし、教育委員会は事業を適切に運営することができると認められる者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(実施場所及び開設時間)

第3条 事業は、次の場所において実施する。

- (1) 板橋区日本語学習初期支援クラス(以下「日本語学習初期支援クラス」という。)
 - (2) 学校等
 - (3) その他、教育委員会が必要と認める場所
- 2 日本語学習初期支援事業の専門施設として、日本語学習初期支援クラスを設置し、その所在地は次のとおりとする。
板橋区高島平二丁目 24 番 1 号 板橋区立高島第二中学校(以下「設置校」という。)内
- 3 日本語学習初期支援クラスの開設時間は、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則第3条の休業日以外の日程で、設置校において管理運営上支障のない範囲で設置校の校長と協議し、教育長が別に定める。

(事業内容)

第4条 日本語学習初期支援事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指導講座

日本語を聞くこと、話すこと等の学校生活に心配のある児童等が学校生活に必要な日本語の基礎を学ぶための講座

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事業

(対象者)

第5条 日本語学習初期支援事業の対象者は、外国人の児童等、及び長期にわたる海外での生活から帰国した児童等であって、学校生活の当初に当たり日本語による学習が困難な者とする。

(参加費)

第6条 日本語学習初期支援事業の参加費は有料とする。

2 参加費は指導講座の教材実費相当分とし、教育長が別に定める。

(事業委託)

第7条 第2条ただし書きの規定により日本語学習初期支援事業を委託する場合、その受託者(以下「受託者」という。)は、日本語学習初期支援クラスにおける実施日時も含めた委託条件、遵守事項を明記した委託契約書を作成し、保管しなければならない

2 受託者は、日本語学習初期支援クラスに事業責任者、指導員、その他の従事者を配置しなければならない。

3 受託者は、事業を利用する者の状況に関する記録を作成することとする。

4 受託者は、事業の実施状況について、月次報告書及び年間事業報告書により教育長に報告することとする。

5 前各項の規定のほか、教育長は、必要があると認めるときは、随時受託者から報告を求めるとともに、事業実施状況について調査を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。ただし、この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。